

# 令和7年度定期報告における留意事項

令和7年度報告事項説明資料の補足資料

---

2025年12月16日 v1.1版

## 2-1.薬局の開設者

## 法人代表者氏名／法人代表者フリガナ

対象となる  
機関区分

病院

診療所

歯科  
診療所

助産所

薬局

## ● 変更事項

- 令和6年度報告システムでは、「薬局の開設者」の報告欄が1つしか無かったため、開設者が法人の場合、「法人名」と「法人代表者の氏名」を1つの欄に報告いただいていました。
- 令和7年度報告システムでは、「薬局の開設者」の報告欄とは別に、「法人代表者氏名」の報告欄を追加します。

## ● 留意事項

## ● 薬局の開設者が「個人」の場合：

- 前回報告データが項目名「開設者氏名」「フリガナ」に初期設定されます。  
変更が無ければそのまま報告ください。

- 項目名「法人代表者氏名」「法人代表者フリガナ」は空欄で報告してください。

## ● 薬局の開設者が「法人」の場合：

- 前回報告データが項目名「開設者氏名」「フリガナ」に初期設定されます。  
前回報告時に「法人代表者の氏名」まで記載していた場合は、本項目から削除をお願いいたします。

- 項目名「法人代表者氏名」「法人代表者フリガナ」の報告欄へ、法人代表者の氏名の入力をお願いいたします。

## 2-2.薬局のホームページアドレス

対象となる  
機関区分

病院

診療所

歯科  
診療所

助産所

薬局

- **背景・経緯**

- 令和5～6年度報告において、誤って「メールアドレス」を入力しているケースが散見されました。

- **変更事項**

- 誤入力防止のため、令和7年度報告システムでは、「@」の入力が不可となります。

- **留意事項**

- 過去報告において「@」が含まれていた場合、前年度データは引き継がれず空欄となります。

- 空欄となっている場合は、ホームページアドレスの再入力をお願いいたします。

## 2-3.薬局までの主な利用交通手段(1/3)

対象となる  
機関区分

病院

診療所

歯科  
診療所

助産所

薬局

## ● 背景・経緯

- 令和6年度報告において、G-MIS報告画面・ナビイ公表画面ともに、使いづらい点がありました。

## ◆ (旧)令和6年度G-MIS報告画面

薬局までの主な利用交通手段

ルート1

薬局最寄りの鉄道路線・駅の有無	① 無し 有り
最寄りの路線名	電車での アクセス
下車駅名	
薬局最寄りのバス路線・停留所の有無	① 無し 有り
下車バス停	バスでの アクセス
最寄り駅又はバス停から薬局までの徒歩による所要時間 (分)	

電車経路の有無が矛盾  
(そもそも項目不要)

両方入力できてしまう  
(「有無」入力が機能していない)

電車アクセス欄とバスアクセス欄に対し、  
徒歩時間の入力欄が1つしかなく、  
かつ数値入力のため、  
「駅からの徒歩分数」なのか  
「バス停からの徒歩分数」なのか不明

## ◆ (旧)令和6年度ナビイ公表画面

薬局までの主な利用交通手段

薬局最寄りの鉄道路線・駅の有無	有り
ルート1	仙台市地下鉄 旭ヶ丘
薬局最寄りのバス路線・停留所の有無	無し
所要時間	徒歩1分
薬局最寄りの鉄道路線・駅の有無	無し
薬局最寄りのバス路線・停留所の有無	有り
下車バス停	仙台市営バス 旭ヶ丘駅
所要時間	徒歩1分

ルート1  
(ルート2  
との境界  
が不明瞭)

バス経路の有無が矛盾  
(そもそも項目不要)

ルート2  
(ルート1  
との境界  
が不明瞭)

## 2-3.薬局までの主な利用交通手段(2/3)

対象となる  
機関区分

病院

診療所

歯科  
診療所

助産所

薬局

## ● 変更事項

- 令和7年度報告より、医療機能情報提供制度(病院・診療所等)に合わせた項目形式へ変更します。

## ◆ (旧)令和6年度G-MIS報告画面

薬局までの主な利用交通手段

ルート1

薬局最寄りの鉄道路線・駅の有無 ①

無し 有り

最寄りの路線名

下車駅名

薬局最寄りのバス路線・停留所の有無 ①

無し 有り

下車バス停 ①

最寄り駅又はバス停から薬局までの徒歩による所要時間(分)

## ◆ (新)令和7年度G-MIS報告画面

薬局までの主な利用交通手段

ルート1

最寄りの路線名

下車駅名

最寄り駅から薬局までの徒歩による所要時間(分)

データ引継ぎ無し(再入力が必要)  
※最寄り駅からの徒歩分に限定

項目削除

バスによる薬局までの経路  
(行き先、下車バス停名、バス停からの徒歩等所要時間を入力してください)

データ引継ぎ有り(修正が必要)  
※バス停名だけでなく、バスによる経路全体を自由記載する形式へ変更  
※令和6年度報告の時点で、経路全体を記載している薬局が一定数あったため、データ引継ぎ有りとしています

## ◆ (新)令和7年度ナビイ公表画面(イメージ)

ルート1

○○線 ○○駅 徒歩○○分

JR○○駅より、○○方面行きのバス、○○停留所で下車、徒歩○分

## 2-3.薬局までの主な利用交通手段(3/3)

対象となる  
機関区分

病院

診療所

歯科  
診療所

助産所

薬局

## ● 留意事項

- 令和6年度の項目名「最寄り駅又はバス停から薬局までの徒歩による所要時間(分)」
- 令和7年度の項目名「最寄り駅から薬局までの徒歩による所要時間(分)」
  - 上記項目は、前回報告データを引き継いでおりません。(「最寄り駅又はバス停」だったものを、「最寄り駅」のみに限定したため。)再入力をお願いいたします。
- 令和6年度の項目名「下車バス停」
- 令和7年度の項目名「バスによる薬局までの経路」
  - 上記項目は、前回報告データを引き継いでいます。(項目定義自体は「バス停名」から「経路全体」へ変更となっていますが、令和6年度報告において既に「下車バス停」の報告欄へ経路全体を記載している薬局が一定数存在したため。)令和7年度定期報告の際に、記載内容の確認・修正をお願いいたします。

## 2-4.特記事項(駐車場)／特記事項(駐輪場)

対象となる  
機関区分

病院

診療所

歯科  
診療所

助産所

薬局

## ● 背景・経緯

- 令和6年度報告システムでは、項目名「特記事項(駐輪場)」が無かったため、項目名「特記事項(駐車場)」の中に、駐輪場に関する特記事項も合わせて記載いただきました。

## ● 変更事項

- 令和7年度報告システムでは、項目名「特記事項(駐輪場)」を新設します。

## ● 留意事項

- 前回報告時、項目名「特記事項(駐車場)」の中に、駐輪場に関する特記事項も合わせて記載いただいた場合は、項目名「特記事項(駐輪場)」へ該当箇所を転記いただくようお願いいたします。

## 2-5.手話以外の対応可能な方法として 上記以外の方法による対応

対象となる 機関区分	病院	診療所	歯科 診療所	助産所	薬局
---------------	----	-----	-----------	-----	----

### ● 背景・経緯

- 令和6年度報告システムでは、項目名「手話以外の対応可能な方法として上記以外の方法による対応」の選択肢が「不可／可能」となっていましたが、「可能」な場合にその具体的な方法を記載する欄がありませんでした。

### ● 変更事項

- 令和7年度報告システムでは、上記項目の回答形式を「自由記載」へ変更します。

### ● 留意事項

- 回答形式の変更に伴い、令和7年度定期報告では前回報告データは引き継がれません。対応可能な方法がある場合は、具体的な方法の記載をお願いします。

## 2-6.分包紙への点字表示が可能

対象となる  
機関区分

病院

診療所

歯科  
診療所

助産所

薬局

- **背景・経緯**

- 令和6年度報告システムでは、項目名「薬剤への点字表示が可能」となっていました。

- **変更事項**

- 令和7年度報告システムでは、(実態に合わせ、)上記項目の項目名を「分包紙への点字表示が可能」へ変更します。

- **留意事項**

- 前回報告データ「不可／可能」は引き継がれていますが、項目名変更に伴い回答が変わるのは、選択肢の変更をお願いします。

## 2-7.電話／インターネット／カタログ／その他の方法による販売を行う医薬品の区分(要指導医薬品)

対象となる  
機関区分

病院

診療所

歯科  
診療所

助産所

薬局

### ● 背景・経緯

- 薬機法改正に伴い、令和8年5月1日より「要指導医薬品」の非対面販売が可能となる予定です。  
- ※具体的な販売方法等については別途公表されます。

### ● 変更事項

- 令和7年度報告システムでは、以下項目の区分へ「要指導医薬品」を追加します。
  - 項目名「電話による販売を行う医薬品の区分(○○○○)」
  - 項目名「インターネットによる販売を行う医薬品の区分(○○○○)」
  - 項目名「カタログによる販売を行う医薬品の区分(○○○○)」
  - 項目名「その他の方法による販売を行う医薬品の区分(○○○○)」

### ● 留意事項

- 「要指導医薬品」については、令和8年5月1日以降に、随時報告にて「無し／有り」の報告をお願いいたします。
- 令和7年薬機法改正による追加項目となります、令和7年度定期報告(令和8年1月～3月)の期間については施行前のため、「要指導医薬品」を選択(チェック)しないようお願いいたします。  
- G-MISの報告画面上においては、「※本項目は、令和8年薬機法改正にかかる追加項目です。」と表示されていますが、正しくは「令和7年薬機法改正」による追加項目となります。